

写

2 木 給 第 1 1 号
平成 2 2 年 1 月 2 6 日

木津川市学校給食検討委員会
会 長 村田 年宏 様

木津川市教育委員会
教育長 久保 三左



木津川市学校給食の基本方針に関する基本的考え方について（諮問）

木津川市における学校給食の基本方針を策定するにあたり、木津川市学校給食検討委員会設置要綱第 2 条の規定により諮問します。

諮問

学校給食法に基づく木津川市学校給食の基本方針に関する基本的考え方について、貴委員会の意見を求めます。

理由

平成 2 1 年 4 月 1 日より改正された学校給食法が施行されました。学校給食の目的が食育重視に転換されたことをはじめ、最新の調査に基づき学校給食で摂るべき栄養摂取基準も改定されました。また、食の安全を脅かす事件が多発し、昨年より給食物資が高騰するなど学校給食を取り巻く状況に変化が生じています。これらの変化に対応するため、関係機関が一体となって取り組むための学校給食の基本方針を策定したうえで計画的に進めなければなりません。木津川市における学校給食の基本方針を策定するための基本的な考え方についてお示しく下さい。